

北海道災害時応援・受援マニュアルの改正について

1 北海道災害時応援・受援マニュアルについて

本マニュアルは、道内において大規模災害が発生した場合に、国や都府県からの応援職員や支援物資の受入、道から道内被災市町村への職員派遣、支援物資の輸送等の具体的な手順等を定めるため、平成28年に国が取りまとめた熊本地震に関する報告書や、平成29年3月に国が定めた「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を参考に、平成30年2月に策定した。

【マニュアルの構成】

第1編 総則：目的、北海道地域防災計画との関係

第2編 道内応援・受援編

第1章 災害対策本部指揮室における応援・受援体制

第2章 道職員の道内市町村への派遣

第3章 道内市町村間の職員派遣の調整

第4章 都府県からの応援の受入れ

第5章 災害ボランティアの受入れ

第6章 支援物資等の受入れ・輸送

第3編 北海道防災共通地図編

第4編 資料編：応援協定等、国の要綱、マニュアル、手引き等

2 改正趣旨

近年、頻発する豪雨などによる大規模災害を受け、国において整備した「応急対策職員派遣制度」や「物資調達・輸送調整等支援システム」といった新たな取組の運用に関する手続きのほか、胆振東部地震災害の検証から得られた知見や新型コロナウイルス感染症への対応などを反映し、所要の改正を図る。

3 主な改正点

【第2編 道内応援・受援編】

- ① 指揮室の体制及び業務の見直しにより「応援受援・輸送調達班」の担当業務を修正。【第1章、第5章】
- ② 派遣された応援職員の手洗い、マスク着用等の基本的な感染防止策の実施や健康管理について規定。【第2章、第3章、第4章】
- ③ 平成30年に総務省が全国一元的な応援職員の派遣の仕組みとして新設した「応急対策職員派遣制度」の運用に係る諸手続について規定。【第4章】
- ④ 今年度、国において構築した「物資調達・輸送調整等支援システム」を利用し、国や市町村と備蓄物資や物資拠点の情報共有や、操作の習熟に努める旨を規定。【第6章】
- ⑤ 被災市町村への支援物資の提供に際して経費負担の有無を明示するほか、支援物資の受入、在庫管理、輸送を効率的に行うため、災害対策本部にトラック協会等の専門家を招集する旨を規定。【第6章】
- ⑥ 発災後、市町村における物資集積拠点の面積、天井高、トラック等が乗り入れる荷受け場所の広さ等の情報提供について、国や倉庫業界等に協力を求める旨を規定。【第6章】
- ⑦ 支援物資の輸送や集積に加え、復旧・復興活動の拠点となり得る道の駅について、設置者である市町村をはじめ関係機関と連携しながら、活用に向けた取組を進める旨を規定。【第6章】